

県北広域振興局長告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年11月6日

県北広域振興局長 南 敏 幸

1 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700133	あすリード本舗	久慈市長内町第18地割14番地1	平成30年9月30日

2 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700133	あすリード本舗	久慈市長内町第18地割14番地1	平成30年9月30日